

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p><u>（削る。）</u></p> <p>（実績報告等）</p> <p>第<u>9</u>条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第<u>4</u>号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第<u>5</u>号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p><u>（遂行状況報告書）</u></p> <p><u>第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記第4号様式による遂行状況報告書を作成し、当該年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（実績報告等）</p> <p>第<u>10</u>条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第<u>5</u>号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第<u>6</u>号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</p> <p>（略）</p>

(補助金の概算払)

第10条 (略)

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別記第6号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 (略)

(1) ~ (5) (略)

(繰越承認の申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工期の延期)

第13条 補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた補助事業について、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第8号様式による工期延期承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以

(補助金の概算払)

第11条 (略)

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 (略)

(1) ~ (5) (略)

(繰越承認の申請)

第13条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工期の延期)

第14条 補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた補助事業について、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第9号様式による工期延期承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以

上の機械及び器具で処分制限期間を経過しないものは、別記第 9 号様式による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 (略)

(情報の開示)

第 16 条 (略)

(委任)

第 17 条 (略)

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 12 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行し、平成 24 年 11 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

上の機械及び器具で処分制限期間を経過しないものは、別記第 10 号様式による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 16 条 (略)

(情報の開示)

第 17 条 (略)

(委任)

第 18 条 (略)

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 12 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行し、平成 24 年 11 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、同月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、同月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行し、同月 1 日から適用する。